

3. 部門別計画



安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

1 環境保全

1 総合的な環境施策の推進	66
2 生活環境の向上	69
3 循環型社会の形成	72
4 火葬場・墓地	76

2 水と緑の環境づくり

1 水辺空間の保全と再生	78
2 公園・緑地	81
3 緑化	84
4 景観づくり	86
5 水資源	89
6 下水道	91

3 生活安全・安心

1 防災	94
2 消防・救急	98
3 地域の安全(防犯)	102
4 交通安全	106
5 治水対策	109

第1編
序論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
基本フレーム

第2章
まちづくりプラン

第3章
第1節
生活環境

第2節
保健福祉

第3節
都市基盤・
産業振興

第4節
教育文化

第5節
交流と
市民参加

第6節
計画推進


 第1項
環境保全

安全・安心で、うるおいのあるまちづくり

1 総合的な環境施策の推進

- ◆**現状と課題**
- 地球環境問題に対応した環境負荷の少ない地域社会を形成するために、地域レベルにおいても総合的な環境対策を推進することが重要になっています。
 - 本市は、平成11年3月25日に、環境資源を適切に管理し良好な環境を総合的かつ持続的に創造することを目的に環境基本条例を制定し、それに基づき「環境基本計画」を策定しました。「環境基本計画」は、十分な達成には至っていません。
 - 環境基本計画に基づき、平成12年度より市民参加型の催しとして「環境フェア」を毎年開催しています。これにより市民の環境への関心が高まり、環境分野の豊明市初のNPO法人も誕生しました。行政と市民の協働作業を進めるうえでNPO法人が重要な役割を果たしています。
 - 国際協約である「京都議定書」*に基づく地球温暖化防止を推進するためには、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイル*を実践するとともに、企業も省エネルギー・クリーンエネルギー*の推進に取り組む必要があります。
 - 環境問題に対する市民の意識の高揚を図るために、市民の関心の高まりとともに要望が高まっている環境情報を情報通信機器を活用して迅速に提供していくことが必要です。

◆**施策のめざす将来の姿**

- 地球環境問題に対する関心が高まり、地球環境にやさしい生活を実践する市民が増えています。
- 企業の省エネルギー・クリーンエネルギーシステムの導入が進展しています。

◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
環境基本計画による施策達成率(%)	30	50	70



小学生による環境保全活動



庁舎屋上の太陽光発電システム

◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 環境基本計画の推進

①環境施策の実施

環境基本計画の実施状況と成果の検証を行うとともに、効果的な実施方策を検討し施策の着実な実施に努めます。

②省エネ・省資源の推進

家庭用太陽光発電の普及を進め、さらに効果的な新エネルギー事業に対する補助制度の導入など、家庭でのエネルギーの無駄使いを無くし、省資源化を推進する施策を実施します。

(2) 環境問題への対応

①京都議定書への対応

地球温暖化防止のためにそれぞれの立場でできることをPRし、地球環境問題に対する市民、企業、行政の取り組みを推進します。

②環境マネジメントシステム*の推進

市内の事業所の地球温暖化防止への取り組みを推進するために、ISO14000シリーズ等*の認証取得を支援します。また、市においても取得に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
ISO14001等取得事業所数(事業所)	6	13	20

(3) 環境情報の発信と環境学習の推進

①環境情報の発信

本市の環境情報をホームページ、ケーブルテレビ、広報誌等の各種媒体を活用して積極的に公開し、わかりやすく使いやすい情報の提供に努めます。

②市民協働による環境保全活動の推進

環境フェアの開催、環境マップの作成など多様な環境学習の場を市民と協働で設けるとともに、環境行政についてタウンミーティング*を企画し広く市民のみなさんから意見を募り、反映するように努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
環境フェア参加者数(人)	4,000	5,000	8,000

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
庁内等環境保全率先 実行計画*推進事業	市	環境基本計画による実施	○	○
市民協働活動推進事業	市	タウンミーティングの実施	○	○



環境フェア

第1項
環境保全

2 生活環境の向上

第1編
序
論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
基本フレーム

第2章
まちづくりプラン

第3章
第1節
生活環境

第2節
保健福祉

第3節
都市基盤・産業振興

第4節
教育文化

第5節
市民交流と参加

第6節
計画推進

◆現状と課題

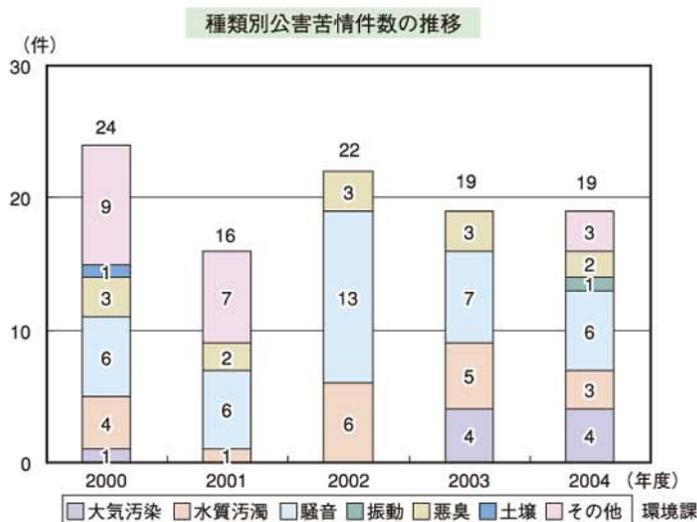
- いつまでも住み続けたいと思うまちにするには、身近な生活環境の向上が大切です。
- 住工混在地域では、工場からの騒音・振動・悪臭といった生活型公害が発生しており、その対策を早急に施す必要があります。
- 第二東名高速道路の開通による通行車両の増大により、これまでの国道23号線に加えて車の排気ガスによる大気汚染が懸念されることから新たな対策が必要になっています。日本道路公団設置の大気汚染観測所の市への移管に伴い、観測所の有効活用による常時監視が重要になります。
- 生活に密着した環境を保全するために、ごみのポイ捨て・犬のふん害に対する防止策を強める必要があります。
- 宅地に隣接した空き地の雑草繁茂は、病害虫の発生、枯れ草火災の原因ともなりますので、雑草除去が望まれており、土地所有者に対する除去指導を推進する必要があります。

◆施策のめざす将来の姿

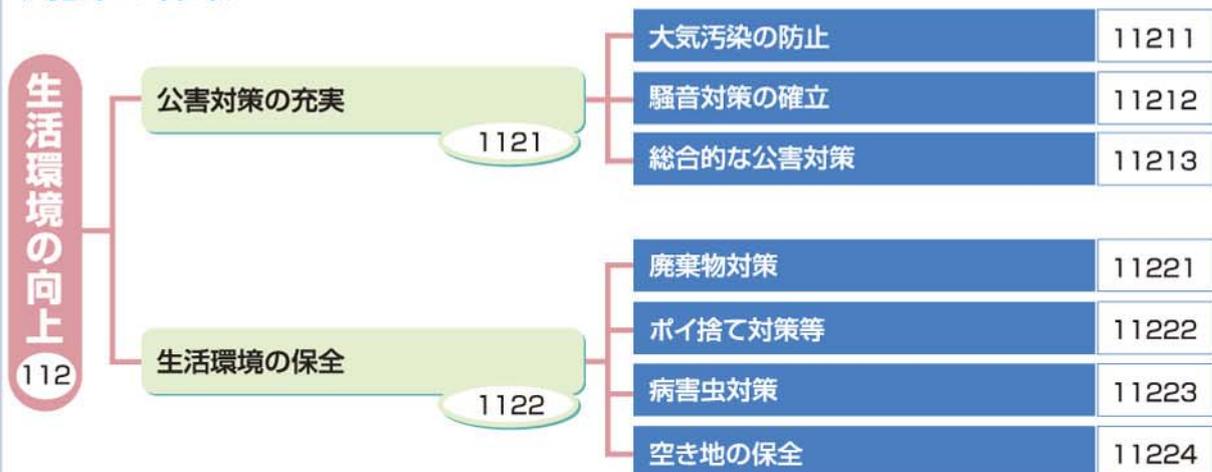
- 公害の無い良好な環境が形成されています。
- まちにごみが捨てられていない美しい環境が形成されています。

◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
公害の少なさに対する満足度(%)	75.9	78.0	80.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 公害対策の充実

①大気汚染の防止

第二東名高速道路の開通に伴う通行車両の増大による大気汚染を防止するために、阿野・大脇観測所等大気汚染監視体制を強化し、分析結果については関係機関との連携に生かし改善対策を働きかけます。また、測定値等は公表します。

②騒音対策の確立

住工混在地区における騒音公害に対応するために、企業への公害防止対策を指導します。

③総合的な公害対策

公害の少ない環境を今後も維持・改善するために、監視体制、啓発活動、公害発生源に対する指導などの総合的な公害対策に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
大気汚染苦情件数(件)	4	4	3
騒音苦情件数(件)	6	5	4
悪臭苦情件数(件)	2	2	1

(2) 生活環境の保全

① 廃棄物対策

廃棄物5条例*をもとに、廃棄物の不法投棄、野焼き、不適正保管などの監視体制の充実を図ります。

② ポイ捨て対策等

豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例の周知を図り、路上等への空き缶やごみのポイ捨ての防止に努めます。また、愛犬家に対し路上・公園等での犬のふんの後始末を行うよう愛犬家マナー教室等を開催して、啓発活動に努めます。

③ 病害虫対策

病害虫による感染症等を防止するために、駆除剤等の配布を通して注意を喚起します。

④ 空き地の保全

住宅地における空き地の雑草の繁茂による生活環境への悪化を防止するために、空き地保全条例の制定とそれに基づく対策を講じます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
不法投棄発見件数(件)	780	680	600
雑草苦情受理件数(件)	150	100	80
ふん害等の犬に関する苦情件数(件)	20	15	14

◆ 主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
空き地保全条例実施事業	市	空き地の管理保全を徹底させる	○	○



大気汚染観測所



第1項
環境保全

3 循環型社会の形成

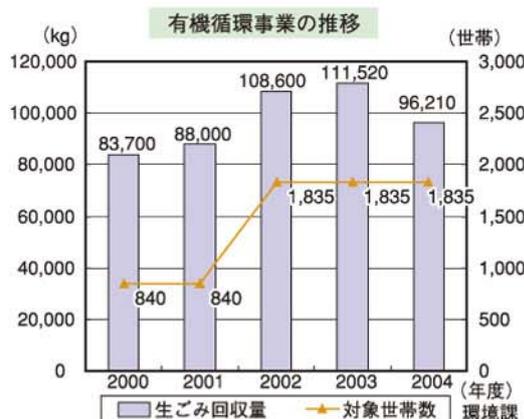
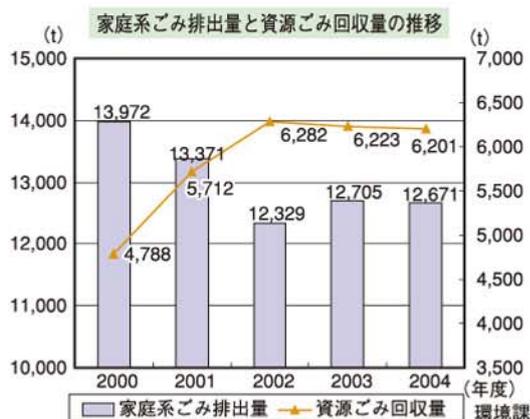
- ◆**現状と課題**
- 資源循環型社会の形成が重要な課題となっています。しかし、高度経済成長時代の大量生産・大量消費型のライフスタイルから環境に優しいライフスタイルへの転換が進んでいないために、ごみの減量化・リサイクル化はまだ不十分で、一層の進展が必要となっています。
 - 平成11年度から指定ごみ袋制度を導入したことによりごみの排出量は減少してきましたが、平成15年度頃からリバウンド傾向が出始めており、新たな減量化対策が必要となっています。
 - 燃えるごみの50%近くを占める生ごみの堆肥化事業を二村台地区（一部）、三崎地区を中心に進めていますが、ごみの減量化の効果も期待される有機循環の全市的な展開が求められています。
 - 資源ごみは、月に1～2回の地域拠点回収のため回収量の限界点にきています。地域の資源ごみ回収場所以外に常時出すことができる場所が要望されています。
 - 平成元年に整備されました東部知多クリーンセンター（ごみ焼却場）の建替え時期にきており、関係自治体との協議のもとで新たな施設が必要となっています。
 - 東部知多衛生組合の最終処分場は、平成14年5月に埋立が終了し、以後はアセック*、衣浦ポートアイランド*に埋立処分を委託していますが、残容量が少なくなっており、新たな処分場の確保が課題となっています。
 - 家電リサイクル法などの循環型社会を形成する法律が整備されましたが、ごみ処理の複雑化・分別の細分化に対応できず、その煩雑さからか不法投棄が増えており、一層の周知が必要となっています。

◆**施策のめざす将来の姿**

- ごみの排出が抑制されるとともに、ごみとして出されても資源として適正に循環利用される循環型社会が形成されています。
- 市民・事業者・行政の各主体が担い手となる循環型社会が形成されています。

◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
資源化率(%)*	27	40	50
家庭ごみの減量等に対する満足度(%)	79.8	81.0	82.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) ごみ減量化の推進

① 3Rの推進と情報の発信

ごみの減量化のために「ごみとなる不要な物は購入しない、再利用を心がける、ごみは正しく分別して出す。」という3R(リデュース、リユース、リサイクル)*の推進に取り組んでいきます。

また、資源として利用できるものの分別を徹底し、ごみとして出さないために、広報、パンフレット、説明会、イベント、ホームページなどを通じて広く速やかに情報提供やPRをしていきます。

② 市民意識の高揚促進

ごみの減量は、市民一人ひとりの減量意識が大切なため、大人から子どもまで身近な環境問題をきっかけにし、市民が自主的に関心を持って行動できるような学習の機会をつくります。

③ 事業系一般ごみの減量化推進

事業所から出るごみの中には資源ごみが混入しているもの、家庭系ごみとして出されているものもあるため、自己処理の原則やリサイクル業者の紹介及び排出方法の指導、説明をしていきます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
家庭系ごみの排出量 (t)	19,542	18,301	17,670
事業系一般ごみの排出量 (t)	5,553	4,242	3,423

(2) リサイクルの推進

① リサイクル製品の普及

リサイクルによって再生された資源を原材料として利用しているリサイクル製品の普及に努めていきます。また、家電リサイクル法等の各種リサイクル法の主旨や役割分担をPRし、ごみの不法投棄の防止と循環型社会の構築を推進します。

② リサイクル拠点の整備

資源ごみを常時持ち込むことができるリサイクル施設を整備し、地域の資源ごみ回収とあわせて市民の利便性向上とリサイクル推進に努めます。また、関係自治体との調整を図りながらリサイクルプラザ*の整備をしていきます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
資源ごみリサイクル施設数(箇所)	2	3	4

(3) 有機循環システムの構築

① 生ごみ堆肥化の推進

生ごみ堆肥化は、推進地区として1,835世帯で行っています。
今後、随時地区を拡大して有機循環都市づくりを目指します。

② 生ごみ堆肥の普及・活用

生産された堆肥は、元気な土づくりのため、農家を始め家庭菜園・花壇等で利用されています。この利用を促進するため、年間を通じて施肥される畑への普及・活用を進めます。

③ 農家と市民の協働

元気な土で育てられた農作物が地元で消費される地産地消のシステムを構築するとともに、農業生産者・市民・事業者等の関係者が参加する推進体制を整備します。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
生ごみ堆肥化対象世帯数(世帯)	1,835	8,000	15,000

(4) ごみ処理施設の整備

① 焼却場の整備

東部知多クリーンセンターは、施設の老朽化が進んでいるため、関係自治体と調整を図りながら施設の整備をしていきます。新設時にはさらなるごみ減量化のための灰溶融施設*も検討していきます。

② 最終処分場の確保

廃棄物の減量化を推進し、アセック、衣浦ポートアイランドに委託している処分場の延命化に努めていきます。また、新たな最終処分場の整備及び確保等を検討していきます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
焼却場へのごみの搬入量(t)	18,697	14,813	13,818
最終処分場へのごみの搬入量(t)	2,566	2,108	1,980

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
ごみ減量化推進事業	市	家庭、事業所から出るごみの量の減量化を図る	○	
有機循環推進事業	市	生ごみの分別収集の地区拡大及び生ごみの堆肥化、堆肥の有効利用を図る	○	
リサイクルプラザ整備事業	市(広域)	リサイクル活動の拠点となる施設の整備		○
新クリーンセンター整備事業	市(広域)	ごみの焼却場の整備		○
新最終処分場整備事業	市(広域)	最終処分場の整備		○

◆市民まちづくり会議からの提案

有機資源の循環による豊かなまち

◆堆肥舎新設による生ごみ堆肥の量産化を契機として、生ごみ分別収集の全市への展開と生ごみ堆肥の普及を図るために、行政、市民、農業者による協働が不可欠となる。

- ①NPO市民団体と行政とが協働してPR活用を展開して、生ごみ分別収集協力率の向上を図る。
- ②行政、市民、農家、JA、市民活動団体、専門家、関連事業者によるプロジェクト推進組織の設立。
- ③境川河川敷を利用した農業公園の整備と市民参加による運営(市民農園、地産地消の販売施設、農業と環境の情報センター、環境学習施設)
- ④休耕地の活用(非農家が利用できるように構造改革特区の活用)
- ⑤生ごみ堆肥化による経費増を将来への環境負荷低減のために必要な社会的コストであるという市民の合意形成とコスト低減策の推進
- ⑥生ごみの品質保持のために分別収集段階で異物混入防止の徹底化



堆肥センター

第1項
環境保全

4 火葬場・墓地

◆現状と課題

- 高齢社会を迎え、衛生的な生活環境を維持するために火葬場・墓地の確保が重要になっています。
- 本市は、従来から知立市の火葬場を使用し、市独自の火葬場を持たないで今日までしてきましたが、施設の老朽化に伴う改修について近隣住民の同意を得ることが困難となっているため、施設の閉鎖を余儀なくされる可能性が高まっています。そのため、火葬場の設置について将来に向けて検討する時期になってきています。
- 火葬場整備は、建設費も高額になるとともに、住民の同意を得ることも難しい大変困難な事業です。しかし、高齢社会を迎え需要も増大するため、何らかの施策を講じなくてはなりません。
- 火葬場の次に納骨すべき施設、墓地を必要とする人も今後増えてくると予想されます。現在、勅使墓園整備計画の第2期分までの3,031区画を整備しましたが、需要が多く残りが少なくなってきました。3,359区画の全体構想に基づき、次の整備事業を早急に進める必要があります。
- 市内では民間の墓地が販売されているほか、供養棟形式の希望者がみられるなど墓地に対する考え方も変化しています。今後は、市民の要望を見極めたうえで方針を定める必要があります。
- 現在、勅使墓園には管理事務所等がないため、車上狙いや駐車場への不法駐車やごみの不法投棄などの問題が発生しています。そのため、管理事務所の設置などを検討する必要があります。

◆施策のめざす将来の姿

- 市民のニーズに対応した火葬場が確保されています。
- 市民のニーズに対応した墓地が確保されています。

◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
墓園の区画数(区画)	3,031	3,031	3,359

◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 火葬場の整備

現在使用している知立市の火葬場の老朽化に対応するため、関係自治体との協議のもとで火葬場の整備を進めます。

(2) 墓園の整備拡充

①墓園計画の推進

平成12年度より販売している第2期第2工区がまもなく完売するため、勅使墓園の全体構想に基づき順次整備を進めます。

②墓園施設の整備

墓地の環境を維持するとともに墓地利用者に対する便宜を図るために、利用者の声を反映し墓園の整備拡充を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
墓園の使用許可数(件)	2,789	3,000	3,200

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
火葬場設置事業	市(広域)	火葬場の整備を進める		○
墓園整備事業	市	墓園の区画を整備し、施設の充実を図る	○	



第2項
水と緑の
環境づくり

1 水辺空間の保全と再生

◆現状と課題

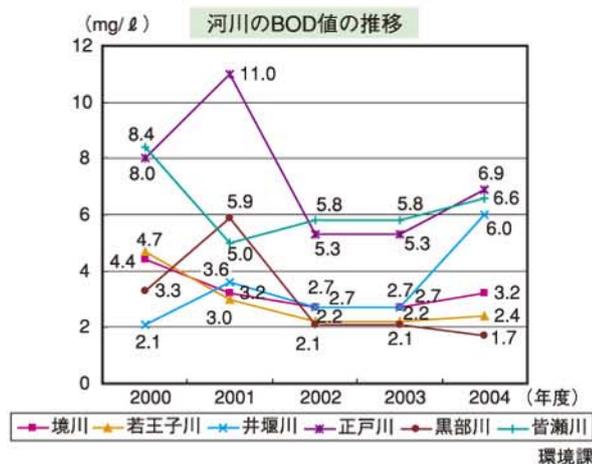
- 市内には多くのため池が残されており、河川とともに自然とふれあうことができる貴重な水辺空間として保全・整備が求められています。
- これまでの河川・水路の整備は、雨水を速く流下させるため人工護岸が主流でしたが、自然環境を再生するために多自然型護岸*の整備を進めていく必要があります。
- 宅地等の開発が進み山林や田畑が減って、平常時の河川の水量が少なくなり、川や池の水質が悪化して、生態系に大きな影響を与えています。そのため、住宅開発等による乱開発を防止する方策を検討することが求められています。
- ため池や川に不法に投棄されているごみなどが環境の悪化を招いています。ごみ等の除去を進めるとともに、ため池や河川の環境を守るといった市民意識を高める必要があります。

◆施策のめざす将来の姿

- 潤いのある水辺空間において自然と親しむ市民が増えています。
- 安全な水辺空間が整備され、子どもたちが川や池で遊ぶ姿が多く見られます。

◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
水辺の親しみやすさに対する満足度(%)	63.9	70.0	75.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 河川及びため池の再整備

①多自然型護岸の整備

人工護岸で整備してきた河川を多自然型護岸で再整備を進め、人と自然との交わりが持てる場にします。

②ため池の整備

市内に残るため池を貴重な水辺空間として活用するために、市民参画のもとで活用・管理も含めた整備計画を検討し、自然とのふれあいの場にするとともに、市民の自然環境保全意識を高める機会とします。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
親水護岸整備(整備延長)(m)	10	50	100
ため池の整備箇所数(箇所)	0	2	3

(2) 水質浄化と水循環の充実

①堆積物等の除去

ため池や河川の整備と同時に堆積物等の処理を行い水質浄化に努めます。

②自然水の確保

河川の水量を一定に保つため、山林等の保全に努めるとともにため池の整備に合わせて流出量を調節できるようにします。また、新たな水源の確保に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
ため池の浚渫(箇所)	1	2	4
河川の水質汚濁濃度(皆瀬川)(BOD*mg/l)	5.2	5.0	4.5
池の水質汚濁濃度(三崎池)(COD*mg/l)	13.0	12.0	10.0

(3) 水辺とのふれあいの推進

①水辺環境教育の充実

小学校等と連携し水辺環境教育を実施し、自然環境の保全意識を養うとともに、心豊かな人間の成長に役立てます。

②水辺環境ボランティアの育成

水辺の環境を守るため、河川・ため池の清掃活動や環境体験事業を行うボランティア・市民活動団体の育成と活動支援に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
水辺環境教育の学校数(校)	2	4	8
水辺を守る市民団体数(団体)	0	2	4

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
ため池親水護岸整備事業	市・県	勅使池などのため池を改修し、環境整備をする	○	○
河川親水護岸整備事業	市・県	川の人工護岸を多自然型に改修する		○
河川敷公園整備事業	市・県	境川や正戸川の河川敷に公園を造る		○

◆市民まちづくり会議からの提案

勅使池の保全・活用 ー後世に感謝される湖的な風景づくり

◆県事業として進められている勅使池整備事業に、次のような市民の意見を反映するとともに市民協働で活用することにより、勅使池の自然の魅力を発信する。

- ① エントランスゾーンを湖的な風景にデザイン(周辺耕作地と調和した里山的景観づくり)
- ② 愛知用水の高度利用(愛知用水による水遊び場をデザイン)
- ③ 勅使会館に自然保全管理室を併設(NPOによる勅使池の自然のPR、管理)
- ④ 住民参加型保全管理システムづくり
- ⑤ 既存堤防のデザイン化(間伐材の活用などによる周辺環境と調和したデザイン)
- ⑥ 勅使池から二村山地域にかけての整備マップの作成(100年後の風景を見越した整備マップ)

第2項
水と緑の
環境づくり

2 公園・緑地

- ◆**現状と課題**
- 潤いのある都市環境を形成するためには、公園・緑地の存在は不可欠であり、高齢社会の到来とともにその重要性はますます高まっています。
 - 市内の多くの公園は、築造後約30年を経過し、施設の老朽化や樹木の密集が進み、暗いイメージになっています。また、子どもの遊びが多様化し屋外に出ることが少なくなっていること及び若者が夜間に公園内で起こす騒音問題などが社会問題になっています。
 - 多くの市民が気楽に利用できるようにするために、施設の改修、密集した樹木の間引き、剪定など地域住民の要望に合わせた再整備が必要となっています。
 - 地区のシンボルとしての公園に対する地域住民の意識が薄れ、ごみの放置、落書き等も多くなっており、地域住民による管理など公園管理の方法を見直す必要があります。
 - 土地区画整理事業が実施されていない地区においては、公園がなく災害時の避難場所の確保も困難な地区もみられます。こうした地区には、公園緑地を早急に確保する必要があります。
 - 市内には、総合公園のような大規模公園がありません。誰でも楽しめる憩いの場、自然とふれあえる場、地域特性を生かした憩いの場など、市民のニーズにあった公園・緑地の整備が求められています。

◆**施策のめざす将来の姿**

- 子どもから高齢者まで、みんなが楽しめる公園・緑地が整っています。
- 市民、企業が地域の公園・緑地の管理に参画し、雑草、ごみのない美しい公園・緑地になっています。

◆**現状と目標値**

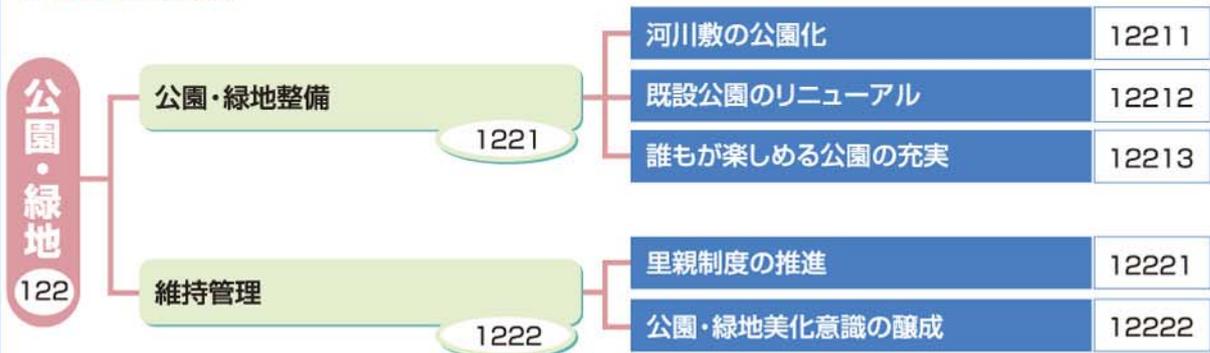
基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
住民一人当たりの都市公園の敷地面積 (m ²)	4.42	4.56	5.28

公園・緑地の整備状況

				(面積:m ²)		
都市公園合計	箇所	47	特殊公園	風致公園	箇所	1
	面積	300,786		面積	45,176	
住区基幹公園	街区公園	箇所	38	動植物公園	箇所	—
		面積	97,020		面積	—
	近隣公園	箇所	6	歴史公園	箇所	1
		面積	108,271		面積	10,319
地区公園	箇所	—	墓園	箇所	1	
	面積	—		面積	40,000	

2005年4月現在
都市計画課

◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 公園・緑地整備

①河川敷の公園化

2級河川境川の河川敷を利用し散策路を中心とした公園として整備し、多くの市民に憩いの場を提供します。

②既設公園のリニューアル

築造後約30年経過し老朽化が進み、現代の住民ニーズに合致しなくなった街区公園をそれぞれの地域に合った特色ある公園にするため、住民参加のワークショップにより既設公園の再整備を進めます。また、健康器具、ベンチ等あらゆる年代にあった設備をそれぞれの地域特性に合わせて設置し、誰でも公園で楽しめるように設備の充実を図ります。

③誰もが楽しめる公園の充実

多世代を通して体験や学びなど誰もが楽しむことのできる内容の充実を図り、市民と行政がつくりあげる市ならではの特色ある公園づくりを目指します。また、災害時には避難場所としての機能を持った公園としての充実を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
リニューアルする公園数(箇所)	0	3	8

(2) 維持管理

①里親制度の推進

地域の公園・緑地は、愛着と責任をもって維持管理を行う里親制度*を推進し、市民と企業・行政との連携のもとで地域のニーズに合った公園にしていきます。

②公園・緑地美化意識の醸成

学校教育や生涯学習あるいは地域活動のなかで、公園の共同清掃作業の実施などを通じて、子どもから高齢者まで公園・緑地の美化意識を養います。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
里親制度実施公園数(箇所)	0	10	20

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
大原公園築造事業	市	グラウンド、広場、池改修	○	
二村山緑地整備事業	市	用地買収、散策路整備		○
近隣、街区公園のリノベーション事業	市	住民参加のワークショップにより改修		○

◆市民まちづくり会議からの提案

身近な公園・ため池の再整備・有効活用

◆地域住民が主体となって公園・ため池の整備、維持管理を行い、有効活用を進める。そのために、次のような地域の体制づくりと行政との協働を進める。

- ①地域住民の要望のとりまとめ、清掃活動などの維持管理を進めるための組織づくり。
- ②公園・ため池を親しみやすく、有効に活用するために住民のアイデアを出し合い整備計画書としてとりまとめ、行政と協議・整備内容の調整を行う。
- ③行政が行っていた維持管理業務のうち住民組織でできる業務を地元へ委託する。

勅使池の活用プラン —ホップ ステップ ジャンプ de プレイパーク

◆勅使池整備事業で整備された勅使池を、老若男女が集まり、一日楽しむことができる遊び場・交流の場、学習から実践・体験・遊びまで一貫してできる場、天然の自然と創られた自然が共存する場として活用する。

- ①学びのエリア（農業、クラフト工房、楽器・遊具づくり）
- ②実践のエリア（野菜づくり、折り紙・紙芝居、指笛、竹馬、竹とんぼづくり）
- ③遊びのエリア（作った物で遊ぶ場、素足で遊べる場、スケートボード等若者が楽しむ場、サイクリングロード、星の観察、バーベキューなど）
- ④販売コーナー（実践エリアで収穫した物も販売）

◆市民主導で運営・維持・管理のための組織を立ち上げ、指導者をボランティアとして募集。

第2項
水と緑の
環境づくり

3 緑化

- ◆**現状と課題**
- 都市の緑は、人々にやすらぎを与えるばかりではなく、都市の温暖化を防ぐ重要な役割を担っています。近年、山林、農地の開発が進みまちに潤いのある緑が減少しつつあり、緑化を推進し都市内の緑を回復することが求められています。
 - 地域団体やボランティアの活動により、花いっぱい運動を展開しているが、活動をさらに広げるためにはリーダーの育成や活動の効果が参加者に見えるような工夫が必要となっています。
 - 都市の緑は重要な都市景観の要素にもなります。本市の都市イメージを向上するため、街路樹や公道と接する民地の緑化を推進し、景観向上を図る必要があります。
 - 家庭での緑化を推進するために、市民の緑化に対する意識や樹木・花に対する管理能力の向上を図る必要があります。

◆**施策のめざす将来の姿**

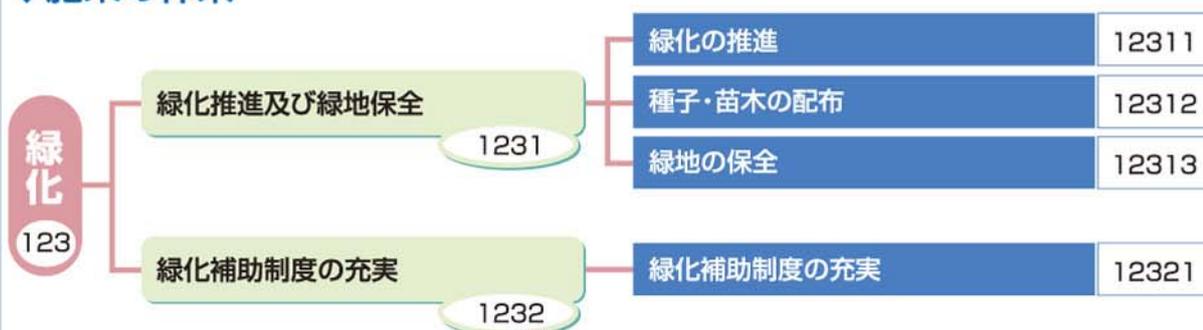
- 緑化に対する市民の関心が高まり、緑化推進に取り組む市民が増えています。
- 市内の緑が増え、「やすらぎ」や「うるおい」を感じる市民が増えています。

◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
自然の豊かさに対する満足度(%)	72.7	75.0	80.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 緑化推進及び緑地保全

①緑化の推進

公園や道路等の公共施設には、フラワーボランティアの協力により積極的に周辺環境と調和した植栽を施すとともに、その維持管理に努めます。また、家庭緑化の推進を図るため「花いっぱいコンテスト」を継続的に実施します。

②種子・苗木の配布

四季を通して花いっぱいの地域づくりを推進するために、季節に応じた苗木、花苗、種子等の配布を進めます。

③緑地の保全

地域のシンボリックな緑となる幹の太さや高さを有する樹木・樹林を保全するために、樹種、樹齢など条件を加えて保全樹・保全樹林の指定を進めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
種子・苗木の配布数(件)	10,500	11,000	11,500

(2) 緑化補助制度の充実

公共施設等の緑化を図るための種苗生産団体や地域の道路等を花で飾り都市景観の向上を図る花いっぱい運動を実施する行政区に対して支援します。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
花いっぱい運動補助件数(区)	7	10	13

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
緑化木の配布事業	市	豊明まつりで無料配布を実施	○	○
種子の配布事業	市	種子の無料配布を実施	○	○
新築記念樹の配布事業	市	新築家庭に苗木の無料配布を実施	○	○

第2項
水と緑の
環境づくり

4 景観づくり

◆現状と課題

- 楽しい快適な街並みは市民にとってもかけがえのない資産であり、市の魅力を高める重要な要素となります。また、景観法の制定により法律に基づいて景観形成のための規制・誘導が可能となり、景観行政の重要性が高くなっています。
- 市内には、シンボルロードやメインストリートなど特徴的景観をもった道路や街並みが少なく魅力に欠けています。そのため、個性的で洗練された景観をもった道路を整備していく必要があります。
- 屋外広告物の規制業務が県から移譲されることに伴い、条例を整備して景観を損なう屋外広告物の規制・誘導を図る必要があります。
- 景観形成は、市民一人ひとりの自主的な取り組みが重要であり、市民の関心を高めながら長期的な観点に立って景観づくりを進めていく必要があります。

◆施策のめざす将来の姿

- 市民の景観に対する関心が高まり、自主的な取り組みを行う市民が増えています。
- 景観整備により市の魅力を高めるような景観ポイントが増えています。

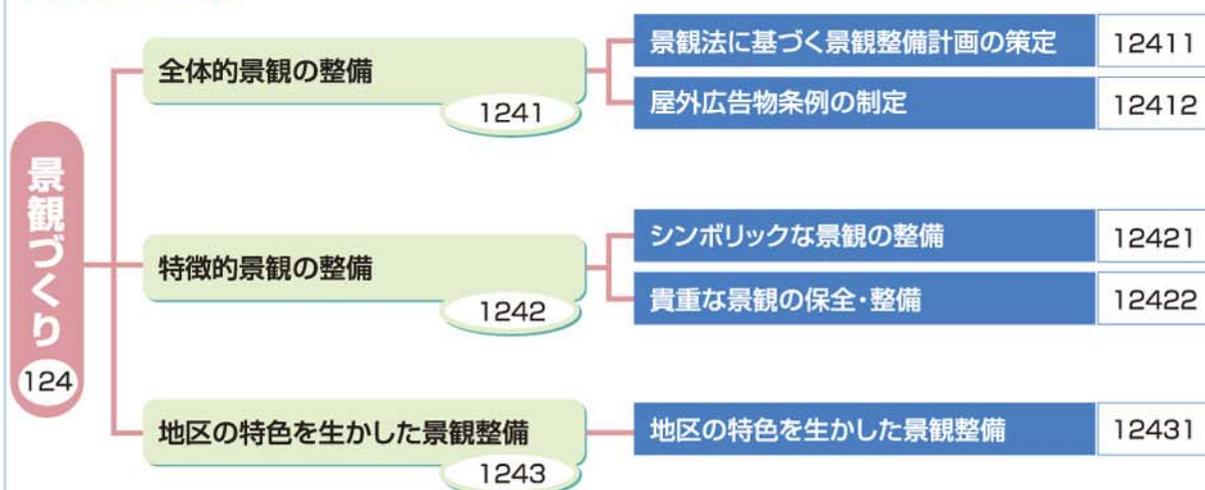
◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
市街地の街並みの美しさに対する満足度(%)	72.8	75.0	77.0



鎌倉街道

◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 全体的景観の整備

①景観法に基づく景観整備計画の策定

自然景観（緑地系・農地系・歩行者空間）、市街地景観（住宅系・交通系・施設、鉄道駅周辺・沿道緑化）、歴史景観（文化財・街道）、産業景観、文教景観等地域の資源を生かした美しい街並みを形成するために景観整備計画の策定を進めます。

②屋外広告物条例の制定

景観に配慮しない屋外広告物や違法看板を防止するとともに、屋外広告物のデザイン向上と細やかな指導、また、屋外広告物の簡易除却*を自主活動へ発展させるために、屋外広告物条例を制定し、規制・指導の強化に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
屋外広告物パトロール回数(回)	4	5	6

(2) 特徴的景観の整備

①シンボリックな景観の整備

花き市場・市役所・前後駅前付近など、本市の拠点となる地区において景観に配慮した整備を進め、市として自慢できるシンボリックな景観形成に努めます。

②貴重な景観の保全・整備

二村山緑地は、市の魅力を象徴する貴重な自然的景観資源であり、その周辺を景観整備地区として指定するなど、保全・整備を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
二村山緑地の用地取得率(%)	47.5	49.0	50.0

(3) 地区の特色を生かした景観整備

地区の特色を生かした景観整備を進めるために、地元住民の合意形成を図りながら地区計画や建築協定などの導入を進めます。そのためには、住民の発案による主体的なまちづくり活動が不可欠となることから、活動リーダーの発掘・育成、まちづくり活動組織の組織化と活動支援を推進します。

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
景観整備計画の策定事業	市	景観法に基づきまちづくり条例を制定するなど		○
地区計画の策定事業	市	都市計画法に基づく地区計画の決定	○	○
屋外広告物条例の制定事業	市	県条例から市条例への移行		○



5 水資源

- ◆**現状と課題**
- 人間の生活に無くてはならない水を安定的に供給する体制は、健全な都市活動を支える最も重要な基盤となります。
 - 昭和50年4月から「愛知中部水道企業団」が、豊明市・日進市・長久手町・東郷町・三好町の2市3町の水道事業を行っています。
 - 安心して飲料できる水を確保するため、市民と上流地域住民との交流を促進し、市民の理解を深めるとともに、節水に対する意識を高める必要があります。
 - 安定した水道供給をするために、経費の節減に努める必要があります。
 - 東海地震に対する備えから、水道施設の耐震化を進める必要があります。また、災害により生活水が不足する場合に備えて、井戸水の確保が重要となります。
 - 貴重な水資源を有効活用するために雨水等の貯水や再利用をする施策が必要です。

◆**施策のめざす将来の姿**

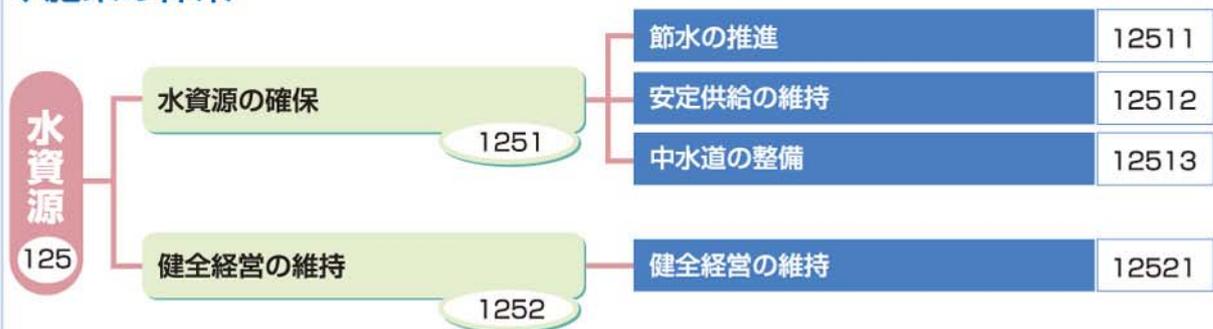
- 安心して飲める安くておいしい水が供給されています。
- 東海地震などの災害時にも、水供給の体制が確立されています。

◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
上水道普及率(%)	99.85	99.85	99.86



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 水資源の確保

①節水の推進

水は限りある資源であることをPRし、市民の節水意識を高めます。また、木曽川上流地域の住民との交流を通じて水源地域の役割と節水の重要性について理解を深めます。

②安定供給の維持

水源地である木曽川上流地域との交流事業のなかで、水源地域の保全に寄与する活動に取り組みます。
また、非常時の安定供給を図るため耐震化を進めるとともに、生活水として活用できる「善意の井戸水制度」の充実を図ります。

③中水道*の整備

貴重な水資源を有効に活用するために、生活雑用水として雨水の活用を促進するための支援策を検討します。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
善意の井戸水の登録数(箇所)	116	120	125

(2) 健全経営の維持

水道水の安定した供給が持続できるように健全経営を維持します。

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
木曽広域連合との友好促進	市・企業団	交流活動を深める	○	

6 下水道

- ◆**現状と課題**
- 公共下水道は、水質の保全による豊かな環境の形成には欠くことができない重要な都市施設であります。
 - 市街化区域内の公共下水道整備は、平成17年度に完了しました。今後は、市街化調整区域に下水道整備を広げていくことが求められています。
 - 市街化調整区域の人口密度の低い地区などにおいては、公共下水道に代わる合併処理浄化槽*を普及する必要があります。
 - 公共下水道の整備が完了した地区において、下水道への未接続世帯がみられるためPRを進め未接続世帯を解消することが必要です。

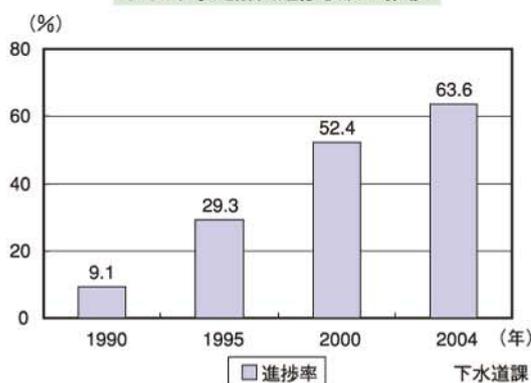
◆**施策のめざす将来の姿**

- 公共下水道等により、清潔で文化的な生活が可能な環境が整っています。
- 公共下水道等により、河川・水路等の水質が改善され、生物が生息しやすい環境となっています。

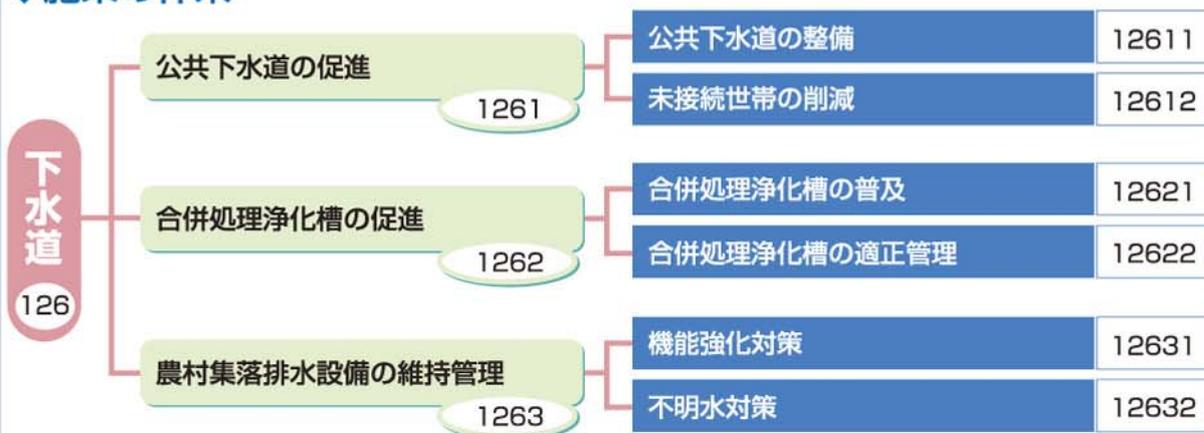
◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
公共下水道の整備と促進(%)	64	68	72
合併処理浄化槽の推進(%)	6	7	8

公共下水道計画進捗状況の推移



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 公共下水道の促進

①公共下水道の整備

市街化区域内の整備完了を踏まえて、公共下水道の事業計画に基づき、市街化調整区域への整備を順次検討し進めます。

②未接続世帯の削減

公共下水道整備区域の未接続世帯への依頼と啓発事業を推進し、未接続世帯の削減に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
公共下水道の整備面積 (ha)	698	751	789

(2) 合併処理浄化槽の促進

①合併処理浄化槽の普及

公共下水道の事業計画と照合し下水道整備区域外もしくは整備の見通しが立っていない地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進するために、支援制度とPRの充実を図り、生活雑排水（汲み取り便所及び単独処理浄化槽を含む）の水質を改善します。

②合併処理浄化槽の適正管理

水質悪化を防止するために、合併処理浄化槽の適正管理を徹底するよう指導・監督を強化します。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
合併処理浄化槽の設置戸数 (戸)	1,700	1,900	2,100

(3) 農村集落排水設備^{*}の維持管理

①機能強化対策

老朽化した沓掛浄化センター施設の改修を行い、能力の向上に努めます。

②不明水対策

污水管への地下水の流入を防ぎ、維持管理費の削減に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
管更正 [*] (m)	2,420	7,120	8,120

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
下水道整備事業	市	下水管の埋設	○	○
合併処理浄化槽推進事業	市	工事費の補助	○	○



境川



沓掛浄化センター



第3項
生活安全
・安心

1 防災

- ◆**現状と課題**
- 東海豪雨時に甚大な被害を受けた記憶に加え、東海地震の防災対策強化地域*に指定されるなど、自然災害に対する市民の不安は高まっており、市民意識調査結果でも重要施策としてあがっています。
 - 被害の拡大防止には地域のまとまりが重要であり、各地区で自主防災組織の設置を進めていますが、役員の高齢化などにより組織の活性化が十分図れていません。また、こうした組織化が進んでいない地区においては、災害時要援護者*への対策が不十分となっています。
 - 危機管理には市民の認識が重要であり、危機意識を高める必要があります。
 - 災害時に災害復旧の拠点となる公共施設は、建物の危険度と拠点性に応じて計画的に耐震化を進める必要があります。また、十分な備蓄資材を確保するためにも備蓄倉庫の拡充が必要となっています。

◆**施策のめざす将来の姿**

- 防災力が向上し、安心して暮らせるまちとなっています。
- コミュニティが充実し、災害時に助け合う地域社会となっています。

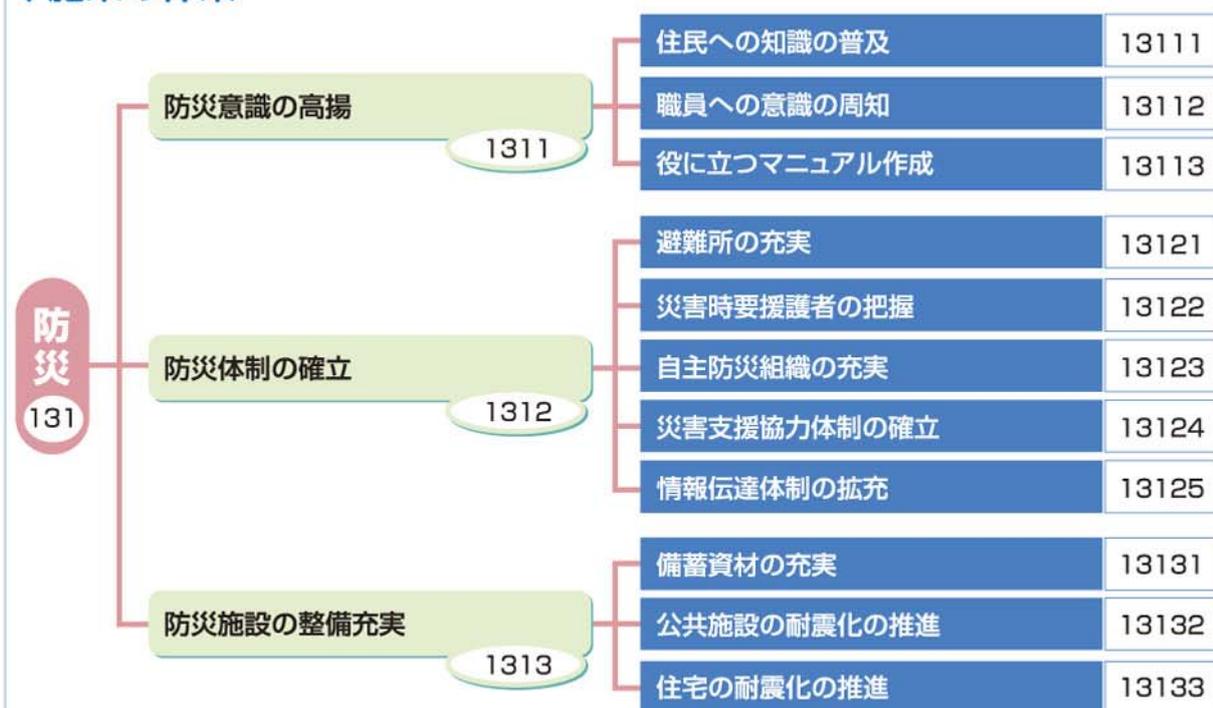
◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
防災への安心感に対する満足度(%)	56.6	65.0	70.0



災害に備えた物資提供の協定

◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 防災意識の高揚

①住民への知識の普及

広報、ホームページなどで「防災一口メモ」、「防災特集」等の情報提供の企画を充実し、市民に積極的にPRするとともに、市民の危機管理意識の高揚に努めます。

②職員への意識の周知

市役所の職場単位で防災について日常的に議論する場をつくとともに、防災訓練などに参加し、職員間の意識の共通化を図り、一人ひとりが緊急時に迅速に対応できるようにします。

③役に立つマニュアル作成

緊急時にそれぞれがどのような対応をすれば良いのかを示した役立つ行動マニュアルを作成するとともに、全戸配布及びホームページへの掲載により広く市民に浸透するように努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
職員研修(回/年)	1	2	3

(2) 防災体制の確立

① 避難所の充実

仮設住宅、ごみ集積場所、仮設トイレなど資材の充実、ボランティアの受け入れ体制の確立、避難所の訓練の実施など、避難体制の整備を図ります。

② 災害時要援護者の把握

民生関係部署と共同して災害時要援護者を把握するとともに、災害時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。災害時要援護者に対する適切な対応を想定するために、訓練等への要援護者の順次参画を進めていきます。

③ 自主防災組織の充実

自主防災組織を全市に拡大するとともに、緊急時に組織が機能するように年1回の防災訓練の実施を促進します。また、地域住民が様々な方法で防災講座や訓練などに主体的に取り組む活動を支援します。

④ 災害支援協力体制の確立

災害時における他の自治体やJRA等の機関との応援協力、物資、資機材等の協力提供の締結などを進め、協力体制の拡充を図ります。

⑤ 情報伝達体制の拡充

災害時に正確な情報が各地区に確実に伝達できるようにするため、既存のファクシミリによる伝達以外に、ITを活用し多様な手段で伝達できるようにします。

単 位 施 策 の 成 果 指 標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
自主防災組織の設立(町内会)	90	124	124

(3) 防災施設の整備充実

① 備蓄資材の充実

備蓄品を再点検し、必要な種類と量が確保できるように、現在の小中学校から保育園も含めて全てに備蓄倉庫の配置を進めます。

② 公共施設の耐震化の推進

耐震診断に基づき危険度、公共施設の重要性を考慮して耐震化計画を策定し、順次改修を進めていきます。

③ 住宅の耐震化の推進

住宅の耐震化を促進するために、耐震診断とそれに基づく補強工事の実施の拡大に向けた制度の拡充を図ります。

単 位 施 策 の 成 果 指 標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
備蓄計画(箇所)	13 市(1) 小中学校(各1)	18 市(1) 小中学校(各1) 保育園(5)	24 市(2) 小中学校(各1) 保育園(10)

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
行動マニュアルの作成と普及	市	市職員及び市民が緊急時にとるべき行動を示したマニュアルの作成とPR	○	○
市民・職員による防災訓練	市	ボランティアの受け入れ体制の確立、避難所訓練の実施など、避難所での迅速な対応ができる体制の確立	○	○
危険度情報の提供	市	災害の危険度に関する情報を市民に提供	○	○
自主防災組織の充実	市	各地区、各班の組織の役割と行動の確認	○	○
備蓄計画	市	備蓄物資の充実、備蓄倉庫の増設による分散備蓄	○	○

◆市民まちづくり会議からの提案

「わいわいがやがや」考えてみよう! やってみよう! とよあけ防災訓練

- ◆市民一人ひとりが災害に対する危機意識と防災への関心を持つために、町内会（自主防災組織）などが主体になって、多くの地域住民がわいわいがやがや楽しみながらも真剣に参加して、次のような防災活動を実施する。
- ◆そのために、各区、女性会、子ども会、老人会などが連携し、組織強化と防災リーダーを育成する。
 - ①防災キャンプ（模擬避難所生活）
 - ②防災のためのDIG*（災害図上訓練）
 - ③避難所まで歩いてみよう（手作り地域防災マップの作成&配布）
 - ④出前防災講座
 - ⑤防災アンケート

防災・防犯訓練は地域の年中行事に～活動の持続性に向けて～

- ◆自主防災組織や防犯組織の形骸化を防止し、組織の活性化を図るために、各町内会等で、毎年度、具体的な活動目標を立て、検討すべき事項や実施すべき訓練など年間行事のカリキュラムを作成する。
- ◆チェックしながら一つひとつの年間行事を的確に実施できるようにするため、カリキュラムはチェックリスト方式にする。
- ◆市ではガイドライン（チェックリスト方式のカリキュラムシート）の様式を作成し、それを各地区に配布するなど、各地区に対する啓発・指導を行う。

地域の集会所なども避難所（待避所）として活用

- ◆小学校などが震災・風水害の発生時の避難所になっているが、家から遠かったり、収容能力にも限界がある。よって地元住民の理解と協力のもとで、高齢者や障害者でも容易に避難することができる家庭的な雰囲気のあるより身近な地区集会所や老人憩いの家など、地区施設を避難所（待避所）として活用する。
- ◆そのため、避難所としての適正度調査等の実施や地元住民による管理体制づくりなどを行う。

第3項
生活安全
・安心

2 消防・救急

◆現状と課題

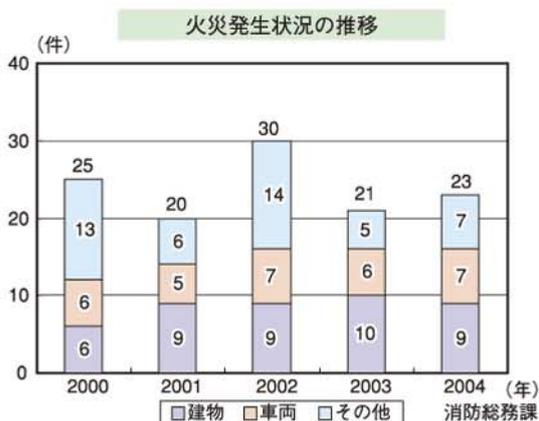
- 複雑多様化する火災・事故から市民の安全を守るために、消防と救急の高度化が求められています。
- 本市の火災発生件数は、若干の増加傾向にあります。今後も建物の高層化の進展や密集市街地における大規模火災の発生、住宅火災による高齢者の死亡率の増加が予想されることから、どのように火災の発生を未然に防止するかが大きな課題です。
- 救急に関しては、出動件数、搬送人員ともに著しい増加となっています。今後ますます救急業務への期待が高まるとともに、より高度な対応も予想されることから、救急救命士*の養成や高規格救急車の充実など、救急需要に応えるための出動体制の充実が必要です。
- 救命率向上のためには、救急現場に居合わせた一般人による応急手当が極めて有効であることから、市民に対して応急手当の重要性についての啓発に努めるとともに、普通救命講習会等への参加を促進することも必要です。

◆施策のめざす将来の姿

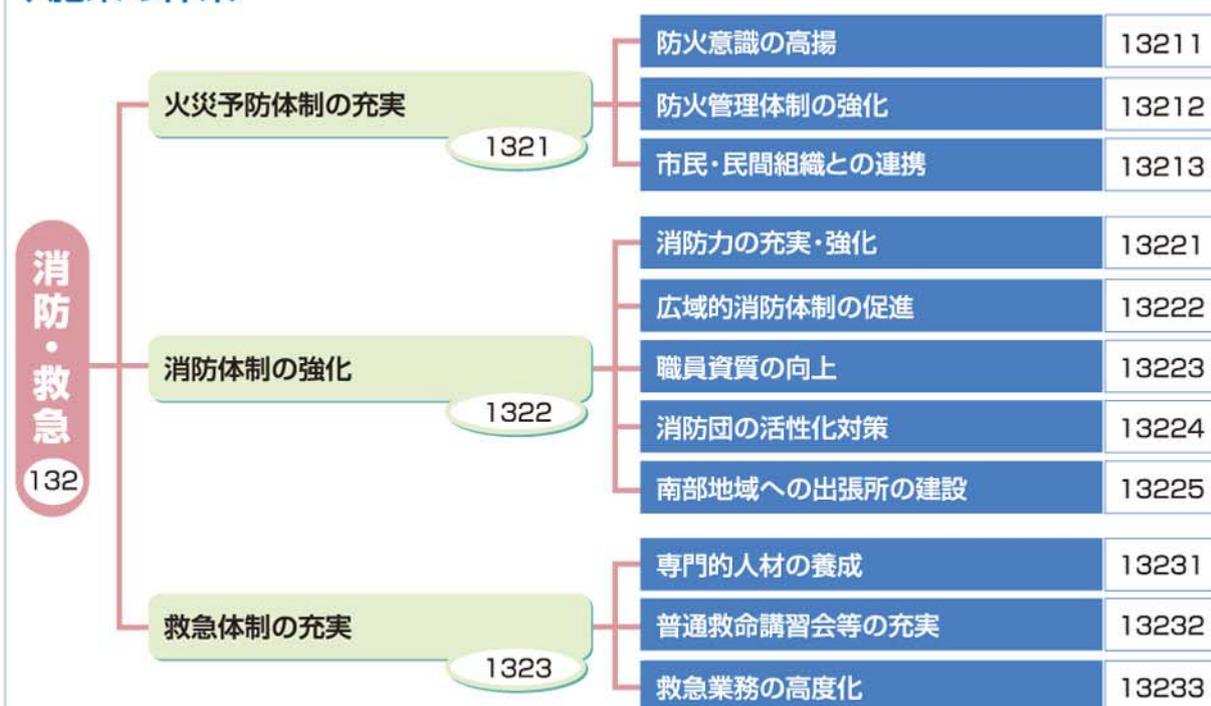
- 市民の防火意識が向上し、火災発生件数が減少しています。
- 救急隊員の資質の向上が図られ、多くの市民が普通救命講習会等へ参加し、救命率が向上しています。
- 南部地域に出張所が建設され、南部方面への緊急車両の到着時間が短縮されています。

◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
消防署の数・配置に対する満足度(%)	68.7	90.0	90.0
火災件数(件)	23	21	20
救急出動件数(件)	2,352	2,620	2,840



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 火災予防体制の充実

①防火意識の高揚

市民の防火意識の高揚を図るため、少年消防クラブ、婦人防火クラブ、危険物安全協会等の防火団体や自主防災組織等の地域単位組織の育成、強化に努めます。また、住宅防火の推進を図ります。

②防火管理体制の強化

火災などの災害を未然に防ぐため、防火対象物や危険物施設の査察を実施し、消防用設備や避難施設の点検の励行、防火管理者や危険物保安監督者を中心に防火管理体制の強化に努めます。

③市民・民間組織との連携

地域単位の組織に働きかけ、市民と一体となって初期消火体制の確立や災害弱者の安全対策を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
立入検査等件数(件)	380	410	435
消防訓練実施回数(件)	188	220	245
立上り消火栓数(基)	548	563	578

(2) 消防体制の強化

① 消防力の充実・強化

消防施設の整備を始め、消防車両・設備機器の強化充実、消防水利の確保と整備など、常備消防体制の充実・強化に努めます。

また、高度情報化、データ通信の強化及び消防無線デジタル化*などに対応できる消防通信指令システムに更新します。

② 広域的消防体制の促進

地震、火災、風水害などの大規模災害は、本市の消防力では対処できない場合も考えられるため、近隣消防本部との連絡調整を図り、広域的協力体制による消防体制の促進に努めます。

③ 職員資質の向上

消防業務の多様化・効率化にあわせて、職員の教育訓練を充実させ、資質の向上を図ります。

④ 消防団の活性化対策

消防団の活性化のため、消防団施設の整備・充実及び団員の処遇改善に努めるとともに、消防団組織の強化を図ります。

⑤ 南部地域への出張所の建設

南部地区方面への緊急車両の到着は約10分を要していましたが、この問題を解消し市内全域の「緊急車両6分以内到着体制」を実現させるために、南部出張所の建設を進めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
地下式消火栓数(基)	588	606	621
防火水槽数(基)	198	204	209

(3) 救急体制の充実

① 専門的人材の養成

高度かつ専門的な知識を備えた救急救命士や救急隊員の養成を図ります。

② 普通救命講習会等の充実

市民に対する救急講習会の開催など応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上に努めます。

③ 救急業務の高度化

救急業務の資機材及び装備の充実を図り、救急医療機関との連携を密にし、救急業務の高度化を図ります。

また、年々増加している救急出動件数のうち、緊急を要しない病院間転院搬送については民間事業者へのシフトを促進するとともに、市民に正しい救急車の利用を働きかけることにより適正な救急出動をさせて、重篤傷病者への対応に万全を期す体制を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
救急救命士数(人)	9	12	15
普通救命講習等受講者数(人)	2,388	2,700	2,950

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
救急救命士養成事業	市	救命率の向上を図るための救急救命士の養成	○	○
普通救命講習会等事業	市	救命率の向上を図るため、市民が心肺蘇生法*を身につける普通救命講習会等の実施	○	○
南部地域への出張所建設事業	市	市内全域の「緊急車両6分以内到着体制」を実現するため出張所の建設	○	



第1編
序
論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
基本フレーム

第2章
まちづくりプラン

第3章
第1節
生活環境

第2節
保健福祉

第3節
都市基盤・
産業振興

第4節
教育文化

第5節
交流と
市民参加

第6節
計画推進

第3項
生活安全
・安心

3 地域の安全（防犯）

◆現状と課題

- 犯罪の増加により市民の不安が高まっており、安全・安心な地域を形成するために防犯対策の強化が重要になっています。
- 防犯灯が少なく暗い道路で犯罪が発生する恐れのある所があるため、防犯灯の設置及び住宅街で夜間門灯を点灯するなど犯罪の起こりにくい明るいまちの推進を図る必要があります。
- 安全なまちづくりのためには、警察や行政の力だけではなく、地域住民の力が重要になっています。市内においてパトロール活動を自主的に取り組む地区も見られるようになっており、今後さらに防犯組織やボランティア等の自主的な活動の促進を図る必要があります。
- そのためには、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、防犯教室を実施し安全の確保の環境づくりを推進し危険から回避できる能力を高めることも重要になっています。
- 市民一人ひとりの取り組みを犯罪の発生抑止につなげるために、危険箇所を把握し、安全マップ及び犯罪情報の提供を図る必要があります。

◆施策のめざす将来の姿

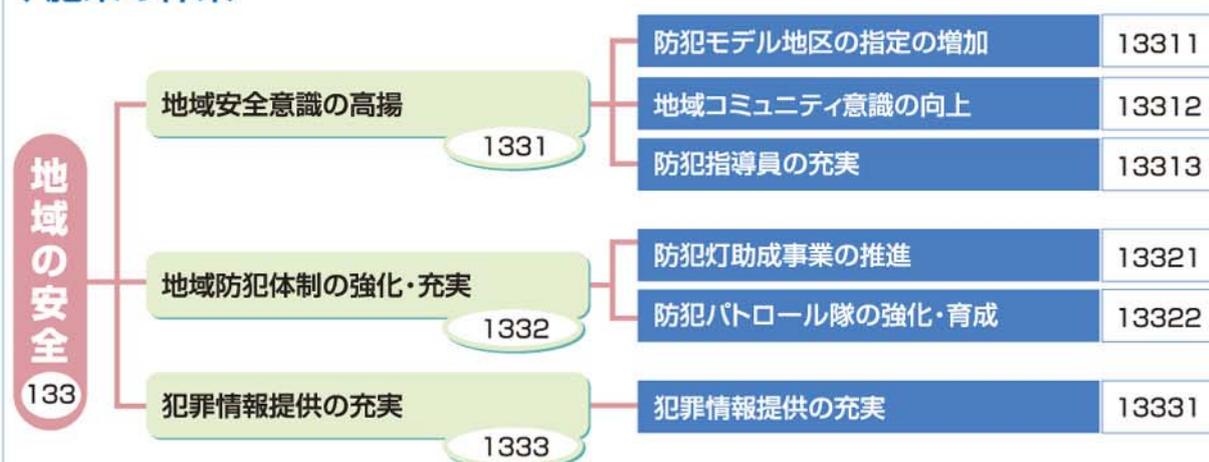
- コミュニティの力で犯罪のない安全で明るい地域社会が実現しています。
- 犯罪情報が早く市民に伝わり犯罪が発生しにくい環境が形成されています。

◆現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
犯罪のない安心感に対する満足度(%)	56.2	60.0	65.0
防犯灯等の数・配置に対する満足度(%)	47.4	55.0	60.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 地域安全意識の高揚

①防犯モデル地区の指定の増加

年間の防犯モデル地区の指定地区数を拡大し、防犯意識の高揚、防犯環境の整備、防犯施設の整備を図ります。

②地域コミュニティ意識の向上

防犯教室などの開催を増やし、防犯意識の醸成を図るとともに、地域の自助活動の強化に努めていきます。

③防犯指導員*の充実

地域の防犯教室活動を推進するために、防犯指導員制度の設置と充実を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
年間防犯モデル地区の指定(地区/年)	2	4	6
防犯教室開催数(回)	10	26	52

(2) 地域防犯体制の強化・充実

①防犯灯助成事業の推進

夜間における犯罪の撲滅を推進し、安全安心な環境づくりのため防犯灯の拡充に努めます。

②防犯パトロール隊の強化・育成

犯罪の撲滅のために有効な各地域での自主的な巡回活動を促進するために、防犯パトロール隊を組織化し、活動の支援に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
犯罪の発生数(件)	1,828	1,600	1,400
防犯灯の設置数(灯)	3,340	3,760	4,110
防犯パトロール隊数(団体)	2	12	26

(3) 犯罪情報提供の充実

身近で起きている犯罪情報を市民にきめ細かく提供することで、市民の防犯意識を喚起するとともに、地域の防犯体制の強化を促し、犯罪の抑止に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
犯罪情報を市のホームページで提供(回/年)	0	4	12

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
防犯指導員の配置	市	地域の防犯教室活動を推進するために、防犯指導員を配置	○	○
危険度情報の提供	市	犯罪の発生状況に関する情報を市民に提供	○	○
防犯パトロール隊支援事業	市	防犯活動支援	○	○

◆市民まちづくり会議からの提案

犯罪防止・地域セイフティネット

◆増加している空き巣や路上犯罪、自動車・自動車部品の盗難や車上狙いなどに対する市民の自衛策や防止策として、町内会といった地縁コミュニティや、防犯に関心のある市民グループなどのテーマ型コミュニティなどが主体となって、次のような防犯活動を展開する。

- ①まち中ライトアップ作戦(まちぐるみで夜間に門灯を点灯したり、人感ライトを設置したりする明るいまちづくり活動)
- ②地域単位の巡回パトロール隊の結成(空き巣防止見回り隊や自転車パトロール隊など)
- ③不定期巡回作戦(自動車部品狙いや自販機狙いなどの防止のための夜回り)
- ④無人交番サポーター配備制度(警察官不在時をフォローするために警察官OBを配備する制度〔要望〕)
- ⑤24時間ウォーキング作戦(パトロールを兼ねた散歩、買物、犬の散歩)
- ⑥空き巣被害体験の公表作戦
- ⑦空き巣予防リーフレット作戦(「空き巣に狙われにくい家づくり」の啓発)、車上狙い防止ビラ張り
- ⑧あいさつ運動・声かけ運動の実施
- ⑨児童見守り隊の活動(登下校時などの見守り活動)
- ⑩非行少年への声かけ活動

「防犯連絡所」&「子ども110番の家」連絡・通報体制の見直し強化

- ◆ 犯罪情報の集約や警察との協調体制をつくるなど、「防犯連絡所」の機能向上を進める。また、回覧板等を通じて「防犯連絡所」の場所に関する周知を図り、「防犯連絡所」の有効活用を促す。
- ◆ 子どもから見た「子ども110番の家」の利便性検討会を開催し、「子ども110番の家」の配置の適切性について検討する。また、協力者の責任意識の向上を図る。



第1編
序
論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
基本フレーム

第2章
パートナーシップ
まちづくりプラン

第3章
第1節
生活環境

第2節
保健福祉

第3節
産業振興

第4節
教育文化

第5節
交流と
市民参加

第6節
計画推進

第3項
生活安全
・安心

4 交通安全

- ◆**現状と課題**
- 交通事故発生件数は、依然高い水準にあり、安全な生活環境を実現するために、交通安全対策が重要な課題となっています。
 - 交通事故の原因としては、運転者のルール違反などのマナーの低下によるものが大きく、特に路上駐車増加は交通安全の大きな障害となっています。また、高齢社会の進展により、高齢者の交通事故も増加しています。
 - 交通弱者といわれる高齢者や子どもを中心に交通安全教室の開催や街頭指導等の啓発活動を行ってきましたが、交通安全教室をさらに充実するためには、交通指導員や交通ボランティアの拡充と協力が必要となっています。

◆**施策のめざす将来の姿**

- 交通事故のない安全な生活環境が確保されています。
- 放置自転車や路上駐車のない交通モラルの高いまちとなっています。

◆**現状と目標値**

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
交通事故からの安全性に対する満足度(%)	66.8	68.0	70.0



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 交通安全意識の高揚

① 幼児・児童・高齢者の交通安全教室を充実

幼児、幼児の保護者、児童及び高齢者等を対象とした交通安全教育を行い交通ルールの習慣と交通事故から身を守る方法を身に付けることに努めます。

② 交通安全啓発事業充実

街頭キャンペーン等の啓発活動を定期的に行い交通安全意識の高揚を図ります。

③ 交通ボランティアの自主活動の充実

街頭での交通安全の啓発、児童への交通安全教育を行う交通ボランティアの育成に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
交通安全モデル地区指定(地区)	1	2	3
交通ボランティア人数(人)	0	9	18
交通安全教室(回)	35	50	100

(2) 交通環境の整備

① 路上駐車対策の充実

警察や地域と連携して路上駐車規制や違法駐車追放の啓発活動に努めます。

② あんしん歩行エリアの整備

「スクールゾーン」や「あんしん歩行エリア」を設定し、歩道や交通安全施設の整備、交通規制などに重点的に取り組み、高齢者や子どもが安心して歩ける環境の実現を図ります。

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
交通安全モデル地区推進事業	市	交通安全モデル地区を指定して補助金を交付する	○	○

◆市民まちづくり会議からの提案

地域単位の交通事故ゼロ運動

◆行政（市や警察）との連携を密にしながら、全ての住民が安全に通行できるよう、地域組織で次にあげるような交通安全活動を展開する。

- ①交通安全連絡協議会の設置による地域に密着した事故防止活動の強化（年間目標・推進計画の作成、交通事故ゼロの日における地域単位の立哨強化、交通事故防止横断幕やのぼり旗の増設など）
- ②市内道路交通危険箇所マップの作成
- ③交通安全指導員の適正化（人員の見直し、教育の徹底など）



第3項
生活安全
・安心

5 治水対策

第1編
序
論

第2編
基本構想

第3編
基本計画

第1章
基本フレーム

第2章
まちづくりプラン

第3章
第1節
生活環境

第2節
保健福祉

第3節
都市基盤
・産業振興

第4節
教育文化

第5節
交流と
市民参加

第6節
計画推進

- ◆**現状と課題**
- 東海豪雨にみられるように、地球温暖化の影響などもあり局地的な豪雨が発生するようになり、水害に対する安全の確保が課題となっています。
 - 本市は、境川総合治水対策*に基づき、豊明市総合治水対策基本計画を策定し、県や関係市町と協力して治水対策にあたっていますが、宅地開発等が進み、農地が有する自然の貯留浸透能力が少なくなり、排水能力が不足している河川や排水路の箇所が生まれています。
 - 市街地において、設置場所等の条件により雨水排水施設や貯留施設の整備が困難な場所も多く、多様な治水対策を講じる必要があります。
 - 豊明市総合治水対策基本計画に基づき、河川等の水位監視体制の確立、洪水調節対策、流出抑制対策、流下促進対策など様々な対策を総合的に進める必要があります。

◆ 施策のめざす将来の姿

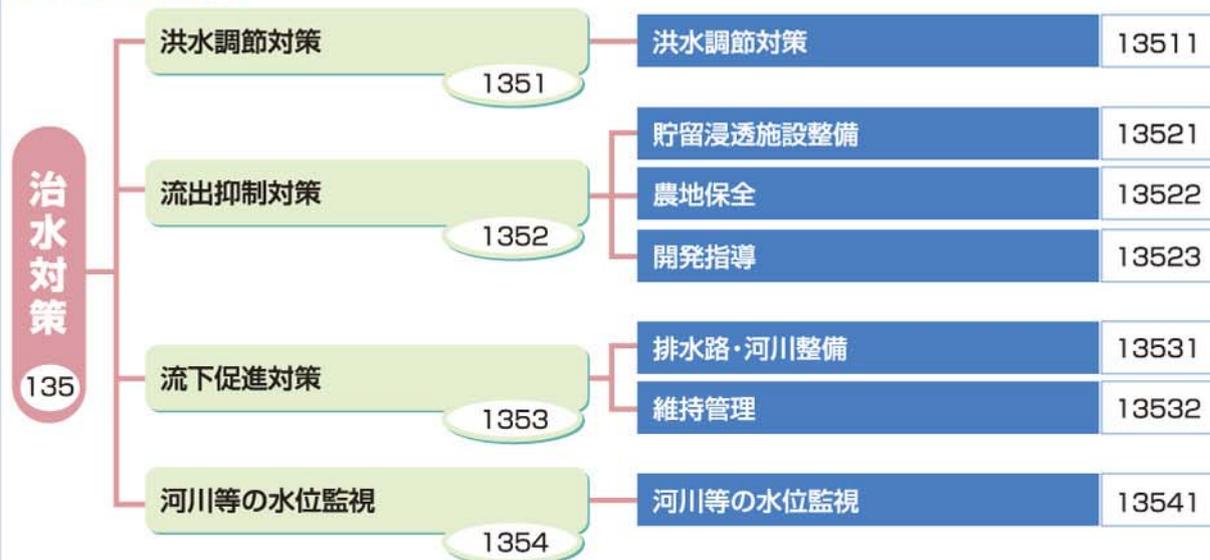
- 水害に強い安心して暮らせるまちになっています。

◆ 現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
治水対策量 (m ³)	149,400	227,400	283,000



◆施策の体系



◆施策の内容

(1) 洪水調節対策

市内に点在するため池の洪水調節機能を活用するために、関係者と調整しながらため池の整備を推進し、調節量の確保を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
ため池洪水調節量 (m³)	73,700	120,000	165,000

(2) 流出抑制対策

①貯留浸透施設*整備

流出量を減らし、流出時間を長くするために、公園・学校等の公共用地に貯留浸透施設の設置を進めるとともに、各家庭においても雨水貯留浸透施設の設置を促進します。

②農地保全

農地の埋め立てを抑制し、自然貯留量の減少を抑えるとともに、田がもつ一時貯留能力の向上を図り、流出時間の調整を行います。

③開発指導

住宅等の開発において、貯留浸透施設の設置を指導することで、流出量の抑制を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
貯留浸透施設設置住宅による対策量 (m³)	0	100	200
公共貯留浸透施設による対策量 (m³)	300	700	1,000
田面貯留浸透施設整備による対策量 (m³)	0	17,200	30,700

(3) 流下促進対策※

①排水路・河川整備

排水能力が不足している排水路・河川の区間を改修して、溢水※の防止を図ります。

②維持管理

排水施設の能力を最大限確保できるように常時の維持管理体制の充実を図ります。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
排水路改修(箇所)	5	10	20
河川改修(箇所)	0	2	3

(4) 河川等の水位監視

河川や洪水調節池に水位観測機器を設置して水位監視システムを整備し、水害発生防止に努めます。

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2004年	2010年	2015年
水位計の設置(箇所)	3	6	9

◆主要事業

事業名	事業主体	事業概要	事業期間	
			前期	後期
洪水調節整備事業	市	溜池を改修して洪水調節量を増やす	○	○
流出抑制対策事業	市・民	住宅地等から流出する雨量を少なくする	○	○
流下促進整備事業	市	排水能力を向上させる	○	○
水位監視整備事業	県・市	水位計の設置	○	○



三崎池に設置された洪水調節用のゲート



洪水調節のために改修された二ツ池

